

訪問看護重要事項説明書

1、提供するサービスについての相談窓口

電話 093-281-3110 (月～金曜日 8:20～17:00)

担当 橋本 綾子

※ ご不明な点がございましたら、お尋ねください。

2、訪問看護事業者の概要

法人名称	一般社団法人 遠賀中間医師会	
代表者	代表理事 堤 康晴	
所在地	住所	福岡県遠賀郡水巻町下二西二丁目 1-33
	電話	093-201-3461

3、おんが病院 訪問看護リハビリステーションの概要

事業所名	一般社団法人遠賀中間医師会 おんが病院 訪問看護リハビリステーション	
所在地	住所	福岡県遠賀郡遠賀町尾崎 1725 番地 2
	電話	093-281-3110
設立年月日	2015年10月1日	
事業所番号	4066190127	
サービス提供地域	遠賀郡（遠賀町／岡垣町／水巻町／芦屋町）、中間市	

4、職員配置

職種	従事する業務	人員
管理者	業務全般の管理	1名（訪問業務と兼務）
看護師	訪問看護	常勤3名以上・非常勤3名以上
理学療法士	リハビリ	常勤2名以上
事務員	業務の事務全般	1名以上

5、営業日・及び営業時間

窓口	月～金曜日	8:20～17:00
訪問	月～土曜日・祝日	8:20～17:00
備考	日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）休み ※但し、24時間の連絡体制を整えており、緊急対応は行っています	

6、事業の目的

一般社団法人遠賀中間医師会が開設する おんが病院訪問看護リハビリステーション（以下「ステーション」という）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、意思及び人権を尊重し、また心身の機能の維持回復を目指すことにより利用者が可能限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

7、運営の方針

- (1)①指定訪問看護等の提供においては、要介護状態等の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
 - ②事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - ③利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - ④指定訪問看護等の提供に当たっては、医師の指示並びに訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。また提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - ⑤利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - ⑥指定訪問看護等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- (2)指定訪問看護等の提供に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- (3)事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

8、サービスの内容

(1)訪問看護は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次のサービスを行います。

①看護介護行為（利用者に対して）

- ・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
- ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）

②医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア

- ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
 - ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
 - ・在宅酸素療法管理ケア
 - ・在宅人工呼吸器管理ケア
 - ・喀痰の吸引・管理
 - ・点滴
 - ・排泄管理ケア（浣腸・摘便）
 - ・その他の医師の指示による医療処置
- ③専門職員や看護師によるリハビリ援助行為
- ・心身機能の改善、日常生活動作訓練
 - ・拘縮予防
 - ・認知予防指導（趣味の活用・遊ビリテーションなど）
- ④介護者に対して
- ・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
 - ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
 - ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
 - ・介護者の健康相談・助言
- ⑤ターミナル患者・終末期患者への援助（疼痛コントロール含む）

(2) 訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士等が行う事があります。

(3) 事業者は、利用者の希望する日程より訪問看護サービスを提供します。

(4) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ・看護師等は年金の管理、金銭の借用などの取り扱いは致しかねますのでご了承下さい。
- ・看護師等は老人保健法上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されておりますのでご了承下さい。

(5) ステーションはオンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。
これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

9、ご利用料金

(1)医療保険による訪問看護

利用者から頂く利用者負担金は医療保険の法廷利用料に基づく金額です。

(基本療養費+管理療養費+加算分) ×負担割合となります。

重症心身障害者などの受給者証をお持ちの方は各市町村により、自己負担が変わります。

【基本】

令和6年6月1日

基本項目		料金 (10割表記)	利用者負担金			
			1割負担	2割負担	3割負担	
□基本療養費Ⅰ	看護師・保健師・助産師	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
□訪問看護管理療養費	看護師・理学療法士・ 作業療法士・言語聴覚士	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
		2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
□訪問看護 ベースアップ評価料Ⅰ	訪問看護ステーションに従事する職員の賃金改善を 図る体制にある場合	780円	78円	156円	234円	
□基本療養費Ⅲ	外泊中の訪問看護に対し算定 ※入院中に1回に限り算定可能 (別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回)	8,500円	850円	1,700円	2,550円	

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

項目	算定要件	料金 (10割表記)	利用者負担金			
			1割負担	2割負担	3割負担	
□情報活用加算	※訪問看護医療 DX 情報活用加算 電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した 上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っ た場合	50円/月	5円	10円	15円	
□24時間対応体制加算	電話で常時対応でき緊急時訪問看護を必要に応じて行 える体制にあり、ご利用者様の同意を得た場合	6,800円/月	680円	1,360円	2,040円	
□緊急訪問看護加算	主治医の指示により緊急の訪問を行っ た場合 なお、主治医の対応していない時間帯 においては、連携先の医療機関の指示 により緊急の訪問を行った場合に算定	月14日目まで	2,650円/日	265円	530円	795円
		月15日目以降	2,000円/日	200円	400円	600円
□夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時～22時)または早朝(6時～8時)に訪問看護 を行う場合	2,100円/回	210円	420円	630円	
□深夜加算	深夜(22時～翌6時)に訪問看護を行う場合	4,200円/回	420円	840円	1,260円	
□難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者および主治医が 必要と認め、特別指示書が交付された場合に限り1日	1日2回 4,500円	450円	900円	1,350円	

	2回または3回以上の訪問ができる	1日3回以上 8,000円	800円	1,600円	2,400円
<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算	訪問時間が90分を超えた場合、週1回に限り算定 また、特別管理加算を算定する利用者、特別指示書の交付を受けた利用者が対象	5,200円/週	520円	1,040円	1,560円
<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師等による訪問看護を実施した場合	4,500円 /週1回目	450円	900円	1,350円
		3,000円 /週2回目以降	300円	600円	900円
<input type="checkbox"/> 特別管理加算 (介護保険に準ずる)	重症度の高い場合(特別管理加算Ⅰ)	5,000円/月	500円	1,000円	1,500円
	特別な管理を必要とする場合(特別管理加算Ⅱ)	2,500円/月	250円	500円	750円
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	医療機関等を退院後の訪問看護について、医療機関と共同で在宅療養上必要な指導を行った場合に算定	8,000円/回	800円	1,600円	2,400円
<input type="checkbox"/> 特別管理指導加算	特別管理加算に該当する利用者で、退院時共同加算を算定する場合に加算	2,000円/月	200円	400円	600円
<input type="checkbox"/> 退院時支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等や特別管理加算の対象となる利用者に対して退院日に在宅で療養上の指導を行った場合	6,000円/月	600円	1,200円	1,800円
	上記かつ厚生労働大臣が定める長時間訪問を要する利用者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	8,400円/月	840円	1,680円	2,520円
<input type="checkbox"/> 在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療機関や訪問薬剤管理指導を実施している薬局と月2回以上文書等により情報を共有し情報を踏まえて療養上の指導を行った場合	3,000円/月	300円	600円	900円
<input type="checkbox"/> 在宅患者緊急時 カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴う、医療機関の求めによる在宅でのカンファレンスに参加し、共同で利用者や家族に療養上の指導を行った場合	2,000円/回	200円	400円	600円
<input type="checkbox"/> 訪問看護 情報提供療養費1	市町村等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る情報提供をした場合	1,500円/月	150円	300円	450円
<input type="checkbox"/> 訪問看護 情報提供療養費3	保険医療機関等へ入院・入所にあたり主治医に情報を提供をした場合	1,500円/月			
<input type="checkbox"/> ターミナルケア療養費1	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合に算定	死亡月に 25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

*金額合計に10円未満の端数が出る場合は四捨五入となります。

*健康保険・後期高齢者医療保険等に基づき1割～3割の自己負担金を徴収させていただきます。

*各種公費負担が適用となる場合は、自己負担額が減額または免除されます。

(2)介護保険による訪問看護

サービスを利用した場合の「基本利用料」は下記のとおりで、お支払いいただく「利用者負担金」は、各利用者の負担割合に応じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えて サービスを利用する場合、超えた額の全額をいただきます。

※居宅サービス計画書(ケアマネージャー立案)に基づき訪問回数や加算についての説明をします。

【基本】

令和6年6月1日

項目	利用単位 ※注1	金額 (10割表記)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
□ 訪問看護Ⅰ 20分未満	予防：303単位	3,030円	303円	606円	909円
	介護：314単位	3,140円	314円	628円	942円
居宅サービス計画または訪問看護計画書に20分以上の指定訪問看護が週1回以上含まれていること					
□ 訪問看護Ⅱ 30分未満	予防：451単位	4,510円	451円	902円	1,353円
	介護：471単位	4,710円	471円	942円	1,413円
□ 訪問看護Ⅲ 30分以上1時間未満	予防：794単位	7,940円	794円	1,588円	2,382円
	介護：823単位	8,230円	823円	1,646円	2,469円
□ 訪問看護Ⅳ 1時間以上1時間半未満	予防：1,090単位	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
	介護：1,128単位	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
□ 訪問看護Ⅴ 20分未満	予防：284単位	2,840円	284円	568円	852円
	介護：294単位	2,940円	294円	588円	882円
介護予防訪問看護Ⅴの利用者は、利用開始日の属する月から12月超の訪問を行った場合1回につき5単位を減算する。					
□ 訪問看護Ⅴ×2 40分未満	予防：568単位	5,680円	568円	1,136円	1,704円
	介護：588単位	5,880円	588円	1,176円	1,764円
介護予防訪問看護Ⅴ×2の利用者は、利用開始日の属する月から12月超の訪問を行った場合1回につき5単位を減算する。					

(注1) 上記の利用単位は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

□ 緊急時訪問看護加算Ⅰ	600単位/月	6,000円	600円	1,200円	1,800円
利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制にある訪問看護訪問看護ステーションが、計画的に訪問することとなっていない緊急の訪問を行う場合、加算の他に所定の単位数を算定する旨を利用者に説明し、同意を得た場合。 ※緊急時訪問としては2回目以降から加算					

利用単位に対して早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)は25%増し、深夜(22時～翌6時)は50%増しの負担額となります。

□ 特別管理加算Ⅰ ・胃チューブ留置(経鼻・胃ろう) ・腹膜透析 ・気管切開・気管カニューレ(永久気管孔を含む) ・膀胱留置カテーテル ・PTCDなど(種々ドレーンなどの留置) ・輸液用ポート ・数日間継続的に行っている、留置針による点滴等 ※以上の状態にある者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合	500単位/月	5,000円	500円	1,000円	1,500円
--	---------	--------	------	--------	--------

<p>□ 特別管理加算Ⅱ</p> <p>①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理または在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</p> <p>②人工肛門または人口膀胱を設置している状態</p> <p>③真皮を越える褥瘡の状態にある者</p> <p>④点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態</p> <p>※以上の状態にある者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合</p>	250 単位/月	2,500 円	250 円	500 円	750 円
<p>□ ターミナルケア加算</p> <p>利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合</p>	2,000 単位	20,000 円	2,000 円	4,000 円	6,000 円
<p>□ 複数名訪問看護加算</p> <p>同時に 2 人の職員が 1 人の利用者に対し訪問した場合(利用者やその家族等の同意の上)</p> <p>①利用者の身体的理由により 1 人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合</p> <p>②暴力、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</p> <p>③その他利用者の状況から判断して、①または②に準ずると認められた場合</p>	【30 分未満】 254 単位	2,540 円	254 円	508 円	762 円
	【30 分以上】 402 単位	4,020 円	402 円	804 円	1,206 円
<p>□ 長時間加算 90 分以上</p> <p>特別管理加算の対象利用者について、1 時間 30 分以上の訪問看護を実施した場合</p>	300 単位	3,000 円	300 円	600 円	900 円
<p>□ 初回加算Ⅰ</p> <p>利用者が過去 2 ヶ月間において、当該訪問看護事業所から訪問(医療保険の訪問看護含む)の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成し、病院、診療所を退院又は介護施設を退所した日に初回訪問を行った場合</p>	350 単位/月	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
<p>□ 初回加算Ⅱ</p> <p>利用者が過去 2 ヶ月間において、当該訪問看護事業所から訪問(医療保険の訪問看護含む)の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成した場合</p> <p>要介護から要支援といった認定変更があった場合</p>	300 単位/月	3,000 円	300 円	600 円	900 円
<p>□ 退院時共同指導加算</p> <p>病院、診療所または介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所するにあたり、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合(特別管理加算対象者は月 2 回まで)</p>	600 単位/月	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円

(3) 保険対象外の自費ご利用料金

- | | | | |
|----------|----------------------------|-----------|-----------------|
| ①保険対象外訪問 | 4,000 円／30 分 | ②外出時付き添い | 10,000 円／2 時間以内 |
| ③エンゼルケア | 5,000 円 | ④衛生材料・物品等 | 自費 |
| ⑤駐車料金 | 駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問できない場合 | | |

医療保険利用時

- ①営業日外訪問追加料金 2,000 円／1 回 日曜日・年末年始 (12/29～1/3)
- ②90 分超過した追加料金1,800 円／30 分 ※長時間訪問看護加算が算定できない場合

(4) キャンセル料

利用者がサービスの利用の中止をする際には速やかにステーションへご連絡下さい。
利用者から連絡無くサービスを中止する場合には、サービスの 10%のキャンセル料をいただきます。但し利用者の容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセルの連絡先：ステーション(代) 093 - 281 - 3110
(繋がらない場合 080 - 3589 - 4539)

(5) ご利用料金の支払い

1) から 5) までの利用料 (利用者負担分の金額) を 1 ヶ月ごとにまとめて請求します。
サービスを利用した月の翌月の 10 日頃に自宅 (または指定のご家族宅等) へ請求書をお送りしますので当ステーション窓口もしくは口座振替、銀行振り込みにてお支払下さい。

10、緊急時及事故発生時における対応方法

- (1) サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な処置を講じます。
- (2) サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当のケアマネージャー及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所の責にその原因が認められる損害賠償については速やかに対応致します。

11、虐待の防止について

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。
- (2) 従業者に対する虐待防止啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 相談窓口にて、虐待防止するための相談も受けています。
- (4) 高齢者虐待防止法に基づき、職務上の責務として虐待を発見、疑う所見がみられた場合、虐待を受けた方の保護に協力するため、市町村への相談・通報、情報提供等の協力を行います。
- (5) 事業者は身体拘束は行いません。しかし、緊急やむを得ず、次の 3 つの要件を満たした時は、ご家族の了承のもと実施や、ご家族へのアドバイス等をする場合があります。
また、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。
 - ①切迫性：利用者本人または他の人の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - ②非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
 - ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

